

11月11日～17日は、

税を考える週間です。

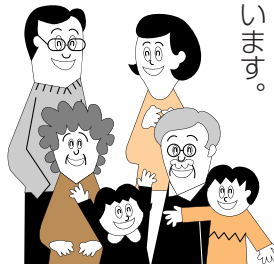
私たちが納めている大切な税やそのゆくえについて、
考えてみませんか？

私たちが安心して生活していくために、
あらゆるところで税金が使われています。

【この社会

あなたの税が

「うまくなる。」



小中学生による「税に関する作品」の展示

期間 11月11日(金)～11月17日(木) 税を考える週間
場所 パトリア5階

税理士による無料税務相談会の開催

日時 11月13日(日) 10:00～15:00
(12:00～13:00を除く)

場所 パトリア5階 フォーラム七尾
アル・プラザ鹿島 セントラルコート

※お問い合わせは 七尾税務署 ☎52-3382

平成17年度「納税者感謝の集い」を開催します

日時 11月15日(火) 14:00～
会場 七尾市役所 201会議室
内容 ・納税活動組合功労者表彰式
・「税に関する標語」入賞者表彰式
・ミニコンサート

・ミニコンサート

(津軽三味線昭実会 原田 実氏による演奏)

※お問い合わせは 納税課 ☎53-8413

所得税・市県民税の税制改正のお知らせ

平成17年分所得税および平成18年度市県民税から、65歳以上の方に対する課税が大幅に変更になります。これまでは非課税だった方が課税されたり、市県民税の申告でよかった方が、所得税の確定申告をする必要が生じたりします。

主な税制改正の内容は次のとおりです。

■ 老年者控除の廃止

年齢65歳以上で、合計所得金額が1,000万円以下の方に対する老年者控除（所得税50万円、市県民税48万円）が廃止になります。

■ 公的年金等控除の改正

公的年金等控除のうち、65歳以上の方の上乗せ措置が廃止されます。ただし、最低控除額70万円に50万円を加算し、120万円とする特例措置が講じられます。（公的年金等の収入金額の合計額が120万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。）

■ 65歳以上の非課税措置の廃止（市県民税）

年齢65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する個人市県民税の非課税措置が廃止されます。ただし、平成17年1月1日において65歳に達していた方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方については経過措置があります。

区分	17年度まで	平成18年度	平成19年度	平成20年度以降
市県民税	非課税	均等割 1,300円 所得割 1/3課税	均等割 2,600円 所得割 2/3課税	均等割 4,000円 所得割 全額課税

■ 定率減税の縮減

平成18年(度)分から定率減税が2分の1に縮減されます。

区分	平成17年(度)まで	平成18年(度)
所得税	20%相当額 (限度額25万円)	10%相当額 (限度額12万5千円)
市県民税	15%相当額 (限度額4万円)	7.5%相当額 (限度額2万円)

【年末調整説明会のお知らせ】

給与支払者（源泉徴収義務者）の方々を対象に、平成17年分の年末調整説明会を開催します。

日時 11月18日(金) ①9:30～11:30 ②13:30～15:30

場所 七尾サンライフプラザ 中ホール ※お問い合わせは 税務課市民税係 ☎53-8412